

陳 情 文 書 表

受付番号	第48号
件 名	令和元年11月25日現在において、『無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる文書は、受理または作成していない』という状況では、武庫が丘コミセンの無償譲渡契約の締結は、現時点、「無効」であることの①確認と②是正を求める陳情書
受付年月日	令和元年11月25日
陳 情 者	三田市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 宝代地 一雄
要 旨	<p>〈陳情の要旨〉</p> <p>過日令和元年7月29日の陳情に関する常任委員会における担当課の答弁、常任委員会の審議において、『陳情事項その①、陳情事項その②、陳情事項その③、陳情事項その④、に関して、これらの確認が、過日の常任委員会の議事録の中に、まったく出てきません。』という状況です。陳情事項その⑤は新しい内容にて訴えます。よって、令和元年7月29日の陳情の主旨とはまったく別物の担当課の答弁、常任委員会の審議ですので、陳情に関する答弁、審議になっていません。前回の陳情が無視された状態、陳情はなかったという状態です。</p> <p>担当課の答弁内容が、『平成28年9月1日締結文書は、第三者対抗できる正式な文書である』とするなら、「適格な当事者」の確認は可能のはずです。二元代表制に基づき、市議会に、「適格な当事者」の確認を求めています。それがありません。議事録によると、「適格な当事者の確認が重要ですが、・・・」という発言のあと、担当課の「答弁」が、「この陳情者もいろいろな資料を参照しながら、要は三田市が無償譲渡の契約をした相手方が的確であるのかどうかといったところを課題提起をされておるところでございませけれども、ただこの件につきましては、監査請求の中でも確か御議論はされておられたというふうに理解はしておりますけれども、これはあくまでも武庫が丘の、市にとっての相手方の内部でのどの組織が正当であるのかというふうなことが問われた問題でございまして、私どもは地域の皆様方、あるいは裁判所の言っている判例も出ておりました、後にそれを踏まえて追認というふうな形で地域の皆様方で御議論された結果、結論を出されたわけでございますけれども、そういうふうな形で地域の皆様方が正当な受け皿団体であるとおっしゃったところと、市は覚書を締結をしたわけでございますので、その正当性云々につきましては、そもそも市が関知をする事柄ではない案件であるというふうに理解をしております。」という内容です。</p> <p>『地域の皆様方が正当な受け皿団体であるとおっしゃったところと、市は覚書を締結をした』というとき、平成28年9月1日締結文書を正しいとする前後の文脈から判断すると、「平成28年9月1日時点で、正当な受け皿であるとおっしゃった」ところと「覚書を締結した」となります。これを、当時は「外観上は適格な当事者であったが、裁判の和解により、平成28年4月10日総会無効になり、適格な当事者ではなくなった」と訴えています。この確認を求めています。その後、確認がありません。また、「関知しない」は、「三田市は訴訟の被告です」「三田市長提案の議案第62号を市議会にて議決しています」と反論します。このように、いろいろな発言に反論しますが、A4、1ページにまとめる内容の量ではないので、別途10ページに及ぶ本来の陳情文書を添付し、提出します。</p> <p>訴えの根本は、『陳情に関する答弁、審議になっていません』です。よって、今回の令和元年11月25日のこの陳情は、内容はほぼ同等ですが、新しい陳情とい</p>

う「形」をとっています。しかし、前回と同様の陳情＝過日審議終了であると指摘できないと訴えます。令和元年7月29日の陳情の主旨に対する正しい答弁、審議を求めます。このような陳情をすることは、このような法律問題を議員の皆様にご存知いただくことも意図していますので、前回の常任委員会の委員さんにて再審議していただくのもよし、新しい常任委員会の委員さんにて正しく審議していただくのもよし、お任せ致します。しかし、陳情に関する答弁、審議になることを訴えます。これを前回と同様であるとされる場合は、皆様にお会いして、お話をさせて下さい。

〈陳情事項〉

「法令遵守」の観点、「二元代表制」の観点から、陳情に関する担当課の「答弁」、陳情に関する市議会の「審議」を求める。さらに、「市議会による是正措置」を求める。

- その① 平成26年度の三田市の措置ミスにより、別途訴訟が提起され、その後の措置ミスも重なり、結果、武庫が丘連合自治会が置かれてしまった状況から判断して、武庫が丘コミセンの「無償譲渡覚書」の締結は、①承認無効、②不存在、③非構成員の事由で、「無権代理、表見代理」は該当しないことを確認する。また、上記①、②、③の事由で、「無効」となってしまったことを確認する。
- その② 「無権代理、表見代理」が該当しないので、民法第116条は適用できないため「遡及効」はないことを確認する。むりやり「遡及効」を求めると、遡及した結果、「和解」の内容に「矛盾」が発生する（総会有効は、原告の追認不可）ことを確認する。
- その③ 「無効」な法律行為を「有効」にするためには、民法第119条の「新しい法律行為」が求められることを確認し、新しい法律行為（締結または破棄）を実施させる。
- その④ 「新しい法律行為」は、「和解」が確定した平成29年10月5日以降において、三田市議会の承認を得て、甲と乙にてなされる必要があることを確認する。
- その⑤ 武庫が丘コミセンに使用された費用は、「ニュータウン施設整備管理基金」＝入居に際し、地域住民が拠出したものであり、地域の整備に活用されるべきものであることを確認し、結果、現武庫が丘コミセンを地域の住民に活用させる。